

みどり市告示第 174 号

令和7年2月18日付みどり市告示第8号により告示したみどり農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に関して意見のある市民は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年12月12日

みどり市長 須藤 昭 男



1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 7 年 12 月 13 日

至 令和 8 年 1 月 13 日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

みどり市農林業センター 農林課窓口〈みどり市笠懸町阿左美 1912 番地 1〉